

東京都廃棄物審議会
災害廃棄物処理計画部会
(第2回)
会議録

令和5年1月31日

東京都環境局資源循環推進部

(午前 10時00分 開会)

○堀計画課長 それでは、定刻になりましたので、東京都廃棄物審議会災害廃棄物処理計画部会の第2回を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本部会の事務局を務めます東京都環境局資源循環推進部計画課長の堀でございます。よろしくお願いいたします。

部会の開催に当たりまして、何点か注意事項を申し上げます。

本部会はウェブで行います。都庁の通信環境の状況によっては映像や音声途切れる場合がございますが、あらかじめ御了承いただければと思います。

また、御発言の際には、まずお名前をおっしゃってから御発言ください。チャット機能を使って御発言したい旨を伝えていただいても結構でございます。

最後になりますけれども、傍聴者の皆様には御発言を慎んでいただきますようお願いいたします。

それでは、続いて、定足数の確認でございます。本日は、5名の委員の方全員に御出席をいただいております。委員総数の5名の過半数に達しております。東京都廃棄物審議会運営要綱第6第1項に規定しております定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、事前にデータを送付させていただいておりますので、資料の確認をさせていただきたいと思っております。

次第の下側半分に記載がございますけれども、配付資料としまして、資料の1から4の4点、それから参考資料も同じく1から4の4点となっております。資料の不足等がございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

続いて、会議の公開でございます。本審議会は東京都廃棄物審議会運営要綱第9第1項の規定に基づき、ウェブ上ではございますが公開といたしますので御承知おきください。

事務局からは以上でございます。今後の議事の進行につきましては、宮脇部会長にお願いしたいと思います。宮脇部会長、よろしくお願いいたします。

○宮脇部会長 皆様、おはようございます。本日は朝早くからお集まりいただきまして、10時ですけど、どうぞよろしくお願いいたします。

これより議事を進めてまいりたいと思っております。早速です。議事次第に沿って進めてまいります。まず初めに議事の(1)第1回災害廃棄物処理計画部会での主な意見についてという内容で、事務局より説明をお願いいたします。

○堀計画課長 御説明させていただきます。分量が多少多いので、かいつまんで御説明をさせていただきます。

まず、項目のところで言いますと「部会設置の経緯等」でございます。前回の改定るときから推計や法令が改正されている点がございますのでそことの乖離をなくすこと、気候変動の観点も踏まえて計画の幅を広げること、実効性が高まるように深掘りをしていくことの3点で計画を拡充していけるとよい。仮置場や住民向けの啓発・広報は区市町村が行うことであるということで、区市町村に災害時にどのように動いてほしいのかというメッセージ性が必要と考えるといった御意見をいただきました。

続いて、「対象とする災害と災害廃棄物」でございますけれども、対象外となっている家庭ごみ、し尿や事業系一般廃棄物についても、災害時の生活環境保全上の支障へ対処するためには計画や検討が必要と考えるといった御意見をいただいております。

次のページにお進みいただきまして、「風水害等への対応強化」でございます。

解体による廃棄物と片付けごみを別で整理できれば、発災時の対応がしやすくなるといった御意見。東京で言いますと区部、多摩地域で水害の様子も異なるので、多摩地区では土砂や土砂混じりのごみ、住宅地では車両不足、人不足が発生する。また、廃棄物が重くなることを把握しておく必要があるといった御意見。また、事前の計画での推計は、どれほどの災害廃棄物が発生するかという準備の数字であり、発災後の推計はどのように処理を行うかという数字であるといったことで、意味合いが異なるといった御意見をいただいております。また、水害は気候変動適応の観点からも考えることができる。家庭でできる対策もあるため、事前の対策についても盛り込めるとよいといった御意見をいただいております。

続いて、「更なる実効性の向上」でございますけれども、事業者の復旧に係る廃棄物等は区市町村のやることではないけれども、それを知らない事業者もいるということで、都内事業者への普及啓発として位置づけることも重要と考えるといった御意見。都民の役割についてはより詳しく記載し、行政が全てをやり切れるわけではないことを理解してもらう必要があるのではないかとといった御意見をいただいております。

また、次のページにお進みをいただきまして、各主体の役割はごみの処理の流れの中でも整理できるとよい。仮置場の必要面積の算定について、方法2を選択する場合には分別が大前提であるため、住民への啓発・広報をセットで考える必要があるといった御意見。大規模災害では産業廃棄物業者の処理能力だけでは処理できず、ゼネコンに頼らざるを得ない。ゼネコンとの連携を前提にどう協力いただくのがスムーズか考える必要がある。また、社会福祉協議会には災害時のノウハウがあるので、ノウハウを吸い上げるような関わり方も必要ではないかといった御意見。排出秩序を早く形成することが大切である。その際、「受け渡し」の感覚が大切である。誰が運ぶのかも分からない場所へ廃棄物を出すと「投棄」になってしまうという御意見。ボランティアへの啓発は社会福祉協議会を通すこととなっているけれども、それはハードルが高いため、まずはHP等で出し方を最初に示すことが重要であるといった御意見を頂戴しております。

議題の1についての御説明は以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま第1回災害廃棄物処理計画部会での委員の皆様方からいただきました主な意見について、整理をしていただいた内容について説明がございました。ただいまの内容の説明につきまして御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

おおむね前回の議事の要旨に従った要点を整理していただいているかとは思いますが。何か記述とか取りまとめた表現とかで、表現上少し意味が異なるというような点がございましたら御指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

では、ありがとうございます。前回の意見は、こちら事務局でまとめていただいた内容で相違ないということで進めさせていただければと思います。どうもありがとうございます。

います。

それでは、よろしいですね。事務局のほうもそれでよろしいですか。委員の皆様から特に御意見はないということなんですけど。

- 堀計画課長 はい。御確認いただきましてありがとうございます。
- 宮脇部会長 それでは、続きまして、ちょっと長いものになるかと思いますが本題に入りたいと思います。議事の（２）検討事項のア、風水害等への対応強化①というところの内容になります。まず、その中に、ごめんなさい、検討事項のア、風水害対応強化となっておりますけれども、①、②とありまして、まずは「処理の考え方の整理について」というところから入って行って、②発生量推計の取り扱いについてというところで、一旦、内容が分かりますので分けて議論を行いたいと思いますので、まずは①処理の考え方などの整理について、事務局より説明をお願いいたします。
- 堀計画課長 それでは、計画課長、堀でございますけれども、御説明をさせていただきます。処理の考え方の整理について、資料の２に沿いまして御説明申し上げます。

１枚お進みいただきまして、「処理の考え方等の整理について」という資料でございます。

まず、左上で水害で発生する災害廃棄物等の特徴を整理させていただきます。項目としては、排出のされ方、発生しやすい廃棄物、廃棄物の性状という３項目で整理をさせていただきます。まず一番上の排出のされ方については、発災後、水が引き片付けが始まると一斉に排出されるということ。水につかり搬出が難しいため、被災場所の近隣に排出されることが多いという特徴が挙げられます。

また、発生しやすい廃棄物といたしましては、片付けごみを中心になること、土砂に流木や草等が混じった混合廃棄物などが出てくるといったことが特徴となっております。

廃棄物の性状としましては、水に濡れ腐敗しやすく、悪臭や火災が発生するリスクが高い、土砂が付着するといった特徴が挙げられます。

下段に片付けごみの標準処理フローを示させていただきます。こちらについてはあくまでも標準ということでございまして、被災現場から一次仮置場に行って処理、処分がこのようになされるのがよいのではないかとということをお示しさせていただいております。実際のところは、右下に少し※３ということで記載させていただいているんですけども、仮置場への搬入に当たって戸別収集ですとか一次的な集積を行うといった場合もございまして、それぞれの自治体において適切に御判断をいただくことになるのかなというふうに考えてございます。

片付けごみについては、一次仮置場におきまして可燃系から廃家電までの八つに分類をさせていただいております。それぞれ処理・処分先としましては、ほとんどのものについて、まずは既存ルートを活用していくことが必要になるのかなというふうに考えているところでございます。

右側に処理の考え方をお示しさせていただいておりますけれども、一部重なる部分もございまして、風水害では比較的早い段階で片付けごみの排出が始まるということで、平時のルートで処理体制を速やかに構築していくことが大事であるということ。また、災害の発生が比較的予見可能であるということで、収集・運搬体制、仮置場、住

民広報などを発災前から準備していくことが重要であると。また、廃棄物の性状として、水分を含み重量が増したものも排出されるということで、積込みや積降ろしの際に必要な作業員、重機などを多めに準備することが必要であると。また、がれき混じり土砂でございませけれども、こちらについてはしっかりと分別した上で廃棄物と土砂に分けて処理していくこと、また、仮置場等への搬入時に分別を徹底して、混合廃棄物となるものの量を減らしていくことが必要であるといったことをお示しさせていただいております。

次ページでございませけれども、こちらでは水害時の廃棄物の性状がどのようなになっているかということ具体的な写真でお示ししております、また右側には、これは八王子市の事例でございませけれども、平時からこういった災害時のごみの出し方というもの市のホームページにおいて公表している、こういった事例もございませという御紹介になっております。

続きまして、災害の種類別の特徴と留意点でございませ。ここでは、土砂災害、竜巻、火山災害の三つの種類について整理をしております。

まず、土砂災害の災害廃棄物の特徴といたしましては、災害廃棄物が土砂等と混合するといったこと、また、水分などを含んでいるので地震などと比べると重い廃棄物が排出されるということ、家具や家電等の家財が浸水等によって廃棄物となったものが多く排出されるということが挙げられます。

土砂災害の廃棄物処理に当たっての留意点としましては、一度ちょっと次のページを御覧いただければと思ひませけれども、こちら災害種類別の廃棄物の組成の一例となっておりますけれども、左側のグラフで御覧いただけますように、土砂災害についてはほとんど9割以上土砂が占めているという現状がございませるので、すみませ、もう一回、前のページに戻っていただきませ、土砂等については重機等を活用して、自然物である土砂、流木などと、廃棄物であるがれきに分別するといったことを記載してございませ。また、国交省所管の堆積土砂排除事業でありますとか、災害等廃棄物処理事業、堆積土砂排除事業を活用する方法も考えられるといった点も記載してございませ。

続いて、竜巻でございませけれども、特徴としましては、主に屋外にあるものが巻き込まれて、混合廃棄物となり散乱するといったこと、また、発生場所が局地的であり、地震などと比べると早い段階から排出されるといったことが挙げられます。

こちらの留意点としましては、屋根が吹き飛ばされた際などに、その後に降雨が発生すると水害時に似た性状の廃棄物が発生する可能性もあるといったことがございませ。

また、一番下の段にございませ火山災害につきましては、降灰により屋外にある電気・電子機器などの故障でありますとか、灰の重みによる建物被害などが発生するといった特徴がございませ。また、留意点としましては、こちらも重機などを使いませ、自然物である火山灰と、廃棄物であるがれき等にしっかりと分類することが必要であるといったことを記載してございませ。

次ページは、先ほども少し御覧いただきましたけれども、災害の種類別の廃棄物の組成の一例をつけさせていただいております。

また、次のページにお進みをいただきませ、処理困難物等の処理の考え方でございませ。

本計画におきましては、処理困難物等の定義をポツの三つで示させていただいております。環境省の指針における有害廃棄物・危険物、それから大量に発生すると取扱いや処理が滞るもの、3点目としましては、平時に区市町村や一部事務組合で直接処理、取扱いがないものなどとしてございます。

ここでは、具体的な品目としましては石綿含有廃棄物以下6品目とそれ以外というような記載をさせていただいております。表の左から品目があって、危険ごみ・有害ごみ、大量と、それぞれどれに該当するかを丸で示させていただいております、その右の欄としましては主な処理先ということで、例えば自治体でありますとか民間処理施設などで処理されるといったことを示しております。

一番右の欄が処理の留意点でございますけれども、こちらについては石綿含有建材で申しますと原則として廃棄する場所から処理施設へ直接送ると、やむを得ず保管する場合には他の廃棄物と分け、飛散防止措置を施した上で保管場所である旨を表示するといったことが留意点として記載してございます。

また、PCB廃棄物につきましては、保管事業者が法令に基づいて適正に保管・処分する必要があり、仮置場への搬入は原則行わないとしてございます。

また、廃タイヤにつきましては、一度燃え出すと消火が困難になるということで、野積みする場合には山と山の距離を空けるといったことと、一山の面積を500メートルが上限であるといったことを記載してございます。

続いて、廃畳でございますけれども、水濡れをしないようにブルーシート等で覆うとともに、保管時の高さ、火災に注意すると、また、長期間の保管は避けるといったことを記載してございます。

続いて、太陽光パネルでございますけれども、こちらについては感電の危険性もございまして感電防止でありますとか、水濡れ防止のために受光面をブルーシート等で覆うといったことを記載してございます。

ガスボンベでございますけれども、こちら所有者が分かる場合には所有者に返還する、不明の場合には仮置場で一時保管するといったことを記載してございます。

続いて、次ページでございますけれども、処理困難物等の処理の考え方について、各主体の役割ということでお示ししてございます。

まず、時期としまして大きく二つ、発災前、発災後ということで分けておりまして、さらに発災後につきましては、「初動期から応急対応期」と「復旧・復興期」の二つに分けて記載をしてございます。

まず、発災前について申し上げますと、処理体制の構築という点については、区市町村、一部事務組合については、排出方法等の整備でありますとか処理体制の構築をしておく必要があると、また、住民に対する広報の準備もしていく必要があるといったこと。東京都としましては、区でありますとか一部事務組合等に対して情報共有を図っていくということ。また、事業者でありますとか都民・ボランティア等については、排出方法を把握しておくことと、行政への協力といったことが考えられるというふうに思います。

続いて、発災前の情報収集でございますけれども、区市町村等については有害廃棄物の使用状況の把握でありますとか、都としては処理困難物に関する情報収集を行ってい

くということ。また、事業者でございますけれども、厳正な管理、保管、事故等の対応計画の策定といったことが考えられます。また、都民・ボランティア等につきましては、防災対策でありますとか意識の向上といったことが必要になるというふうに考えてございます。

続いて、発災後の初動期から応急対策期につきましては、まず優先的な回収、処理体制の確保ということで、区市町村等については住民への排出方法等の広報でありますとか、生活環境等への影響が大きい廃棄物を優先的に回収していくことが挙げられます。また、都としまして、被災した区市町村に対して情報提供を行ったりですとか、被災した自治体から応援要請を受けた場合には民間事業者団体などとの連絡調整を行っていくということを記載してございます。

また、事業者、都民・ボランティアにつきましては、発災後、相応の期間について共通の取組となるかと思っておりますけれども、事業者については安全かつ迅速な処理のための協力でありますとか事故等の対応計画に基づく対応といったことがございます。それから、都民・ボランティアについては、適切な方法による排出といったことが記載してございます。

最後、復旧・復興期に関しましては、都内で処理が難しい場合には広域処理という形になるかと思っておりますけれども、区市町村など、都も含めまして広域的な処理体制を確保していくことが必要であるというような記載になってございます。

駆け足で御説明をさせていただきましたけれども、処理の考え方の整理については以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま①ですね、処理の考え方の整理についてということについて事務局より説明がございました。ただいまの説明について意見はございますか。

高田委員がもう既にお手をお挙げになられているので、高田委員から、次、岡山委員という順番でまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○高田委員 高田です。よろしくお願いたします。私のほうから2点あります。

1点は、スライドナンバーの4番ですかね、種類と特徴のような御説明が、特徴と留意点ですね、御説明があったように思います。これは、後の発生量推計なんかで出てくるいわゆる河川氾濫が風水害の中心だということで、その河川氾濫以外のものについて特徴と留意点を特記しておられるのかなというふうに理解したんですが、もしそうだとすれば、河川氾濫以外にほかにいわゆる風水害で高潮浸水とか津波浸水とかいうような形の被害も河川氾濫とは違う被害対応のものがあると思います。海水なので塩分がついてくるとか、津波浸水の場合は津波堆積物があるとか、こういったやはり処理の留意点と特徴があるように思いますので、私が先ほど申し上げたような趣旨で特記して特徴を書いておられるのであれば、こういったものについてもちょっとまとめて追加をされてはいかがかなというふうに思いました。これが1点目。

それから、2点目はスライドナンバーの7番ですかね、処理困難物の処理の考え方と各主体の役割ということなんですけれども、これは風水害の話でございますので一番左の時期ということで発災前と発災後に分けられているんですが、いわゆる最近では気象庁のほうも特別警報とかいうことで、災害が起こりそうだというようなことの予見的な予

報といいますか、特別警報のようなものが出るのが通例になっておりますので、多分これは発災前と発災後の間に発災直前というか、発災が懸念される場合みたいな時期があるんじゃないかとか、そのときにやはり行政としては注意喚起をするとか、事業者さんのほうには緊急的・応急的な何か対応を取るといふようなことのカテゴリーをこの発災前と発災後の間に少し加えておいて、そこでも何らかの対応を取ると災害廃棄物、処理困難物を減らすことができますよということになると思いますので、その辺の記述を加えて考え方を整理すればいかがかなというふうに思いました。

私のほうからは以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

事務局から御回答もしくはコメントはございますか。お願いします。

○堀計画課長 アドバイスいただきましてありがとうございます。

今段階では、基本的には風水害、河川氾濫に基づく風水害ということで、ここで言うページの4の土砂災害というような記載をしているところまでございまして、先生御指摘の高潮ですとか津波といったところの対応についてもちょっと私どものほうでも調べてみまして、必要に応じて追加を検討していきたいというふうに思います。

また、2点目の気象庁の特別警報を踏まえてカテゴリーを追加という御意見をいただきまして、そちらについてもちょっとどのような記載ができるかも含めまして検討させていただければと思います。

以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

それでは、続いて岡山委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡山委員 ありがとうございます。私からも2点ですかね、資料2の最初のページの処理の考え方等の整理についてというところからいきたいと思います。

ここと次のスライドの参考もちょっと連動はするんですけども、これは各区市町村の職員の方々に向けてのものなので、このフローの一番左の片付けごみというところに余白が結構あるので、上のほうに被災現場では例えばどういうふうに出てきているかという廃棄物の状況、つまり片付けごみが積み上がった状態の写真を1枚加えておくと思います。

その次の参考のほうは実は仮置場に一旦分別されているようなものなので、その写真ではなくて、被災すると浸水現場がどうなるかというのがイメージできたほうが良いと思うんですね。

それとともに、※3のところでは排出秩序、要するにルールをつくった上で適宜集積しなさいということがあるんですけども、混廃状態で山のように積み上がっているのを見て、多くの行政職員さんは啞然茫然としてしまうんじゃないかなと思うんです。ですから、それを一刻も早く運び出し、高田先生は受渡しと言っていますけれども、しないと現場は片づかないんですね。

ですので、この片付けごみの、まずちょっと上のほうに被災現場の積み上がっている状況の写真を1枚挟むということと、それから例示として上のほうにも廃棄物として片付けごみが中心とあるんですが、そこで布団と畳とソファ等としか書いていないんですけども、例えば可燃物として水につかった衣類であるとか本であるとかというもの、

それから可燃性の粗大として、木製の家具など、それから不燃性の粗大、これは家電等、それから普通の不燃ごみ、瓦などが入る場合もあります、ガラス、陶器くずなどが多いです、それから危険物と有害物ということでスプレー缶などを含むといったような、要はふだんの一般廃棄物の市民が行う分別に即した形でざっくりとしたものを並べておいてあげたほうが良いと思います。いきなり木くずで出てくるわけじゃないんですよ。区市町村の方々にとっては、その一番最初の片付けごみ排出のところ、そういう物が混廃になるんだというふうなことがイメージできたほうがよかろうというふうに思います。

それと、二つ目としては、次の参考のところに八王子市さんのチラシが例示で上がっていて、不法投棄はだめ、出し方についてはすぐにお知らせするので確認してくださいとあります。これを強調されているのはいいんですが、行政に従ってくださいということと、そこで指定された場所以外には捨てないでくださいねという書きっぷりが必要だと思います。

川崎では実際、令和元年台風のときには、そういう通達が先にあったにもかかわらず、やはりそれで結構混乱を来していますので、少し工夫が必要かなと思います。以上です。

○宮脇部会長 岡山先生、ありがとうございます。

それでは、幾つかありましたので、事務局から少し回答できる場所があればお願いいたします。

○堀計画課長 事務局でございます。御意見、ありがとうございます。

幾つかいただいた中で現場の状況が分かるような写真があればということについては、どういった写真があるのかということを含めて確認をさせていただいて、入れる方向で考えたいというふうに思っております。

また、分別の方法についても、ふだんの分別に即した整理をという御意見をいただきました。こちらも、どういった整理の仕方が分かりやすいかということについて少し中でも検討させていただきたいと思います。

○岡山委員 あくまで例示でいいと思います。

○堀計画課長 はい。承知しました。

以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

それでは、続いて多島委員、お願いします。

○多島委員 ありがとうございます。国立環境研究所の多島です。

私は、まずスライド2枚目のところで、岡山先生の御指摘とも関連するかもしれませんが、標準処理フローということで示していただいているところですね。これがやや分かりにくさを覚えますのが、これが一次仮置場における配置というか分別品目というふうに意味しているのかどうかということに関して、そうであるとすれば、例えば処理困難物等ということで一くくりにしてしまうと、処理困難物は処理困難物の山をつくってそこに置けばいいという見方になってしまいますが、やはりそれはちょっとまずいと思いますので、そうであればやっぱり廃置とか布団類、ソファ類とか分けて実際には置くという理解が必要になってくると思います。

ちょっとその辺り、細かく表現し始めると逆に切りがないところもありますが、この図がどういう意味なのか、あくまでちょっと単純化したような図であって、もう少し細かく実際には一次仮置場で最終的には選別して出していくということを想定しているのかということももう少し分かるかと思いましたが。この現状の図だと何とも使いにくい図というか、ちょっと参考にしにくいところがあるかなというふうに感じたところが1点でございます。

そういう意味で、この混合廃棄物というのもどういう意味で載せておられるのか、実態としてそういうものが山として出てきてしまうというのは多くの事例でありますけれども、あえてこれを表示することの意味、可燃系、不燃系というある程度混ざったものが置いてありそうな山もある中であえて載せる必要があるかということも含めて、ちょっといま一度考え方を整理いただいたほうがいいのかと感じたところです。

もう一つは上の表ですね、排出のされ方のポツの二つ目で被災場所の近隣に排出されることが多いということなので、であればその排出された場合にいかに早期にそれを解消していくかということについて、収集方法とか集約の考え方みたいなところは水害への対応ということで特に重要になってくると思いますので、とにかく早く一次仮置場を設置していくということもそうですし、収集のキャパシティが足りなければ早めに応援を手配するとかということもあると思います。

この辺りの記載、なかなか既存の処理計画で書き込まれているものがないので、ぜひ東京都の計画のほうでその辺りを先陣を切ってうまく整理していただけると、ほかの自治体でも参考になるかなと思いました。

すみません。細かいところすみませんが、ここの右側、処理の考え方の※1の後半部分、ちょっとよく理解できなかつたところが、解体する家屋が少ないことが予見されるので費用償還制度を活用した迅速な処理も検討するというのがちょっとよく意味が分からなかつたので、もう一回意味を教えてくださいということですか、その※の2のほうも、後半のほうにある、既存ルートで処理が可能なものは、被災現場から、直接、処理施設への搬入も可能となるように検討すると、あえて記載されていることの意味がちょっとよく分からなかつたので、この辺りを教えてくださいということです。

スライド2はそんなところで、すみません、ちょっと多くて申し訳ないのですが。あとは、スライド7に飛びまして、処理困難物については、都民・ボランティアの皆さんに対してふだんからできるだけあまり退蔵しないで機会を捉えて出していってくださいということをお願いできるかと思いましたが。ただ、それはお願いするだけじゃなくて、それに対応する形で行政として、その出す機会とかをきちんと提供していくということも示される必要があるかなと思えます。

あと、ちょっとここも趣旨の確認というところで、表、同じ発災前のところですけども、区市町村及び一部事務組合ですかね、両方とも情報収集を有害廃棄物の使用状況の把握というのはちょっと意味がよく理解できなかつたので、これは有害物質の使用状況ですか、それも事業所における有害物質の使用状況ということなのか、あとは、把握してそれをどうするかということも併せて教えてくださいと思います。

すみません、多くて。よろしくお願いたします。

○宮脇部会長 多島委員、どうもありがとうございました。

それでは、幾つか質問が含まれておりますので、御回答できる範囲でお願いしたいと思います。

- 荒井資源循環計画担当課長 事務局の荒井でございます。まず、多島先生の質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

水害の場合、解体する家屋が少ないことが予見されることから費用償還制度を活用ということですが、これはあくまで水害が起きたときに自主解体するケース、最近だと自主解体して後で費用を償還してもらうという制度を結構使うようになってきてまして、どうしても公費解体にしてしまうと、公費解体するまで要綱をつくったりする準備でやっぱり3か月ぐらいかかってしまいますので、すぐ再建したいという方はまず自費でやっていただいてそれを償還していただく。件数が少ないと公費解体のその制度をつくるよりも先に自主解体という形でやっていただいてもいいのかなと、そういったところの記述でございます。

※2のところでございますが、既存ルートというのはあくまでふだんから処理している一般廃棄物の粗大ごみとか不燃ごみとか、あといろいろな資源ごみ関係、そういった施設でございます。水害の場合は家財道具、大体ふだんから粗大ごみやそういう資源ごみを出されるものが多いですので、そういったところで性状がそれほど土砂まみれとかそういったものでなければその受入れも可能ですので、ただ、後ほど災害廃棄物処理事業の補助金申請もしなきゃいけないので、そこはちゃんとふだんのごみと災害で発生したごみと分けた形で管理しながら、速やかに搬入できるような形で区市町村に取っていただくということで記載した内容でございます。

質問の2点は、私からは以上です。

- 堀計画課長 あともう一点、処理フローが分かりにくいというお話でございます。こちらの一次仮置場の分類につきましては、ある程度出てくるものを単純化してこちらに並べさせていただいたというのが実際のところでございます。実際にはこれを参考にさせていただいて、区市町村のほうでそれぞれ御判断いただいて分類等を考えていただければいいのかなというふうに考えております。繰り返しですけど、あくまでもイメージを示させていただいているといったところでございます。

あと、情報収集のところ有害物質の使用状況の把握というところがございますけれども、例えばアスベストなんかですとどこにどんなものがあるかというのを把握しておくことが円滑な処理を進める上でも必要だというふうに考えておりまして、このような記載にさせていただいているところがございます。

以上になります。

- 宮脇部会長 ありがとうございます。

多島先生、そんな感じでよろしかったですかね。

- 多島委員 はい。なかなかこの場ではいろいろとお答えいただきにくいところもあると思っておりますので、現状を理解しました。

荒井課長からいただいた御返答についても理解いたしました。自費解体ということなのかなという気もしつつ、その自費解体のほうが迅速というのが必ずしもぱっと結びつかないところがありましたので、いただいたその自費解体という言葉を出されたほうが分かりやすいかなという気もいたしました。

あと、※の2番目のところについても、要するに被災の規模とか、出てきているごみの状況に応じてはということかと思いましたが、その点が分かるような表現だとよりよいかと感じました。

私からは以上で結構です。

○宮脇部会長 どうもありがとうございます。

○堀計画課長 1点訂正でございますけれども、7ページ目の情報収集のところでございますけれども、ここでは有害廃棄物ではなくて有害物質でございますので、大変失礼いたしました。

○宮脇部会長 ありがとうございます。委員の御指摘どおりというようなことですね。ありがとうございます。

それでは、少し先に行きますが、森委員、よろしくお願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。私から、もう先に皆さんたくさん指摘されている点もありますが、3点申し上げたいと思います。

1点目は、先ほど、議論が盛り上がっている処理の考え方のスライドのところ、実は私も同じ意見を申し上げようかなと思っていたことを先に岡山委員と多島委員からもいただいたかなと思います。

このフロー図がなかなか市区町村の方に分かりにくい、理由としては、これまでさきのお二人の委員が指摘されたとおり、一次仮置場に持ち込まれた時点では可燃系という分類ではないわけですね。そのもう一つ前の段階があるわけで、例えば木製の家具だとか布団とかそういったよりイメージのしやすいものがいろいろまとまって可燃系になるということだと思います。とはいえ恐らく東京都の作成された意図としては、フロー図があんまりごちゃごちゃするとかたくさん書き込んでしまうとより分かりにくくなる、できるだけすっきりまとめたいというところでいろいろジレンマと戦われたのだろうなとお察しします。

具体的に、じゃあ、このフローをどうするかということでは、恐らく幾つかやり方があると思うんですが、例えばこのフロー図の片付けごみというところの一番左のところにもう少し品目を具体的に書いて、それをこの可燃系・不燃系という真ん中のフローにつなげるような形に修正するか、そうすると矢印が多くなって分かりにくくなるのであれば、この真ん中の可燃系・不燃系というところの中に例示を書き込むか、私がぱっと浮かぶ感じではそういった修正の仕方。もしくは、このフロー図はこのままにして、この可燃系・不燃系ということを補佐する参考資料を後ろにつけて、一覧表のような形で、可燃系というのは例えばこういうふうを持ち込まれたものですよという一覧表を参考としてつけるという具体的なやり方があるのかなと思ったところです。

多島委員の御指摘されたように、一次仮置場というこの真ん中のオレンジのくくりの中に入っているものは、やっぱり仮置場でこういう山をつくるんだというイメージを持たれる方が多いと思うので、そうなった場合に混合廃棄物というものをこのオレンジの枠に入れておいていいのか、混乱を招かないかという点を私も危惧してしまっていて、例えば混合廃棄物は一番下にしてしまってオレンジの枠の外に出してしまうとかという表現の仕方も、一次仮置場であえてつくるものじゃないんだよという表現の工夫もあるかなと思ったところです。

2点目が、同じこのスライドの右側の文章のところ、処理の考え方のところの上から2点目のところ、高田委員からも御指摘があったと思うんですが、水害の場合、来るぞ、来るぞと言われて準備をする時間が実はありますよねという指摘があったかと思えます。この処理の考え方の2点目に書かれているところも、比較的予見できるということが書かれていると思うんですね。

これをどういう表現にするか、書くかというのは東京都の方の最終的には御判断かなと思うんですが、過去の水害を被災された自治体の方に、特に後手後手に対応が回ってしまって後で批判を浴びたような自治体の方にお話を伺ってどうしてこんなに遅くなったのかという話を聞くと、まさかここまでひどくなるとは思わなかったというお話が出るのがやはり多いんですね。

災害が来る、水害が来ることは予見はできていたけどまさかうちがここまでひどくなると思わなかったということがないように、この間の大雪のときのJ R西日本の対応もそうですけれども、予見をするだけではなくて、予見をしたらできるだけ安全サイドで判断をして準備を進めるというようなニュアンスのことが書き込めないかなと。うちはそこまでじゃないだろうという判断をどうしても人間のバイアスでやりがちなので、そこを安全側で、無駄になったら無駄になったで仕方がないんですけども、できるだけうちに来るんだと思って処理の準備をするということのニュアンスがここに書き込めると、こういった同じ失敗を繰り返すことが防げるかなと思いました。

最後は、どこのスライドというより比較的その処理困難物について書かれている後半の資料かなと思うんですけども、処理困難物、そんなにたくさんどこでも大量に出るというよりは、ちょっとだけ出てもう困ってしまうというようなある種いろんな種類があって、マニアックな、だけど出ると困るというようなものが多いかなと思います。説明の中でも時々発言されていらっしゃったように、細かいところまで書き込み始めると切りがないというのはおっしゃるとおりかなと思うんですね。

ただ、実際にこの計画を使う市区町村の方が東京都の計画を見て、国の技術資料を見て、さらに別の団体のサイトを見てと、あっちこっち見ないとなかなか判断ができないというようなことがよく起きるといふに聞いたことがあるので、ここにはたくさん情報を書き込むというよりも、具体的にはどこの資料を見ればいいのか、情報源情報をできるだけ詳しく、市区町村の方があれこれ探し回ることには時間を費やさなくてもいいように、今も一部そういう書き方になっていると思うんですが、技術資料のどこを見ればいいのかとか、具体的にはどこの協会のサイトを検索して見ろとか、可能な範囲で探し回る時間を短縮してあげるような工夫、書きぶりがあるといいかなと思いました。

私からは以上です。

○宮脇部会長 森委員、どうもありがとうございました。

それでは、事務局からよろしく願います。

○堀計画課長 計画課長、堀でございます。様々な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目の処理フローが分かりにくいというところでございますけれども、我々として、森先生からも御指摘いただいたように、なるべく単純にというふうには考えておったところですけども、それがかえって分かりにくさを助長してしまっているとい

う面も、ほかの先生もおっしゃられたとおりにかなというふうに思っております。具体的に例示を書いたりですとか一覧表を作ったりといった御助言もいただきましたので、どういふ見せ方をしていくのがいいかということをし少し私どものほうでも考えさせていただきたいというふうに思っています。

あと、水害などで安全サイドで判断するといったことを書いてはどうかといったところの御意見もいただきましたので、そこについても、それぞれの自治体の事情等もあるかとは思いますが、どういふ書き方をするといいのかということをし中でも少し議論させていただきたいと思っています。

それから、処理困難物の処理方法の情報源の情報をというところについても、なるべく取り込めるように、盛り込めるようにしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。追加で御意見、お忘れのところがあったりとかすればお伺いしておきますが。

高田委員、お願いします。

○高田委員 意見ということじゃないんですけども、処理困難物の関係の話ですね。

実は、環境省さんの災害廃棄物対策支援の技術資料がつい10日ほど前、1月20日に新しいバージョンに更新をされています。私と多島さんは改定の委員もしているんですけども、大分時間がたってからですけどやっと公表されたので、そこに処理困難物系のこととか、ほかにも災害ボランティアの話とか仮置場の管理運営の話とかいろんな話が最新情報を踏まえて更新をされていますので、そのところはまた情報を取っていただいて、必要なら参考にさせていただいて少し表現とかを工夫していただければと思います。

以上です。

○堀計画課長 ありがとうございます。その辺りもしっかり確認させていただきたいと思っています。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

全体的に非常に細かなところもたくさんありましたけれども、大きなところでは発災前後のところでは実際には予見できるんじゃないかというようなところの御意見を複数の委員からいただいているかと思っておりますので、この辺りを少し検討いただく点とか、それから、今、最後に出ました処理困難物関係とか、ちょうどシートが出ておりますけれども、標準処理フローの意味づけとか、これをどう区市町村の方が判断するのかなどをまた少し書き込んでいただければいいんじゃないかなというふうに考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、もし御意見がないようでしたら少し先へ進ませていただきたいと思います。続いては、(2)②発生量推計の取り扱いについてとなっております。事務局より説明をお願いいたします。

○荒井資源循環計画担当課長 担当課長の荒井でございます。私のほうから説明させていただきます。発生量の推計の取り扱いについてということでございます。

じゃあ、次のスライドのほうをお願いいたします。

推計につきましては、第1回目の部会のほうで発災前と発災直後とどういった改定していくのかという御意見をいただいております。それで、こちらのほうで整理させていただきました。こちらにつきましては、ちょっと出典のほうを下のほうに書いておりますが、多島先生、高田先生、他の皆さんの先生方で災害対応マネジメントの観点から見た推計の現状と展望という形でちょっと引用させていただいております。

そうしましたら、まず発災前の推計の方法について御説明させていただきます。

まず、推計の主目的でございますが、これにつきましては処理計画における災害廃棄物の発生量の規模の設定をするためにしたものでございます。

当然ながら、災害情報というのは浸水域のことを水害では指します。被害情報につきましては、建物被害棟数、解体棟数、その他物的な被害を指します。災害廃棄物の情報というのは、実際に発生するだろう推計する発生量とか発生した実績の発生量、また要処理量、搬入済み量とか処理済み量等々の災害廃棄物の状況を指しております。

発災前につきましては、全て災害情報は想定という形と、被害情報については推計、災害廃棄物の情報としては当然推計という形で、あくまで仮想のところでございます。こちらについては、土地利用現況調査で最大の洪水の浸水域の地域図等々、いわゆる建物情報と洪水浸水区域を重ね合わせるといったことによって被害棟数を推計して災害廃棄物処理の発生量という形で推計したいと思っているところでございます。こちらは事前に今回の計画の中で推計をするものでございます。

次に、実際に災害が発生した際に、じゃあ、その災害に応じて、当然推計したものと同じようにはなりませんので、発災直後、また発災直後でなく約1か月程度たった後、さらにはある程度先が見えてきた実行計画を改定する時期という3段階でこの推計の方法について記載させていただいております。

まず1週間以内に、発災直後にすぐに推計しなきゃいけないというのは被災の規模感というところでございますが、実際にはやはり災害廃棄物がどれぐらい発生しているかということによってその体制整備の面、または財政面、どれぐらいお金がかかるか、また補助金請求等をしていかなきゃいけないので、そういった目的で行うものでございます。こちらについては、災害情報についてはもう実際に起きているものでございますので、実際そういう情報がある中で、被害情報につきましてはまだまだ、まず推計の域を脱しない、また、現場確認できるところについては実測ができるかなというところでございます。

災害廃棄物の情報につきましてはまだ確度はそれほど高くはない、1週間以内ということですがやっぱり机上の推計、あとは現地の一部を見た推計という形になります。その際に活用できる情報としては、航空写真などの地図情報、特に区市町村は住宅地図とかそういうのをお持ちですので、そういった中でどういったところが被害があったか、いわゆるその次の実被害範囲の現場確認や、気象庁とか航空画像とか、浸水の場合、国交省から送られてくると、それを活用しながら範囲を選んでいく、また、どこで河川の場合は決壊したのか、河岸浸食がどれぐらいあるのかというところ、そういった情報を重ね合わせて、建物情報、実被害範囲と重ね合わせることによって被害棟数を推計していくやり方でございます。これが一番初めの推計のやり方のところでございます。

次に、じゃあ、ある程度、処理も仮置場の搬入とか進めていきますと、今度はやはり

処理全体を、どういうふうに処理を、発生したところから収集運搬して中間処理して処分していくかというところの計画をつくって、実際の実行計画ですけれども、つくっていかなければいけません。その際には処理フローをつくっていかなければいけないという形で、こちらについては目的としては実行計画策定というところと別にやはり国庫補助金の申請のために必要なものになりますので、そういったところで1か月ぐらいから着手していかなければいけないところでございます。

こちらについては、もう仮置場の搬出入の情報が片付けごみの中から出てきていることとなります。また、罹災の証明書、まだ1か月だと全てできてはいないと思いますので、また見込数というのも、どれぐらいの見込みで出てくるかということも必要なのかなど。もう1か月たってくるとそろそろ、先ほどちょっと費用償還が分かりづらい、自費解体ですね、というところも出てくる可能性もありますので、そういった解体の見込数、または実際に処理した処理済み量、こういったところから1か月から推計をしていくというふうになります。

最後に、これはある程度処理が進んだ後、最後どれぐらいまでの期間、どれぐらいで処理が完了するかといったところの改定の作業のタイミングでございます。こちらについては、仮置場搬出入量の情報でございますが、6か月たつと大体、一次仮置場が解消しておりますので、二次仮置場となった場合にはどれぐらいの量がたまっているかと、あとは解体棟数がどれぐらいなのか、ほとんどが処理済み量、以上の情報で発生量がおおむね確定できるかなというところでございます。

これは一般的な建物から出てくる片付けごみ、あと解体ごみという形の推計でございまして、当然ながら水害の場合は土砂災害の土砂が流入してくるとか上流部から立木が流れ着いてくるとかいろんな状況がございまして。そういった意味で、散乱ごみについては別途、実際被害を受けたときにはそこはプラス、追加していく必要があるというところでございます。

次のページ、まず発災前の発生量推計でございまして、こちら大河川として利根川、荒川、多摩川、鶴見川という形で東京都の風水害では挙げております。このうち、想定最大規模降雨で想定する中で、荒川水系、多摩川水系が一番浸水被害が多いということで選定いたしました。その降雨と実際ハザードマップでどれぐらい水位が上がるかと、最大値を用いて災害情報としては設定しまして推計を行ったものでございます。

次のページでございまして。

こちらが具体的な推計方法でございまして、先ほどの荒川、多摩川水系のところでは洪水浸水域、あと、都市整備局の土地利用現況調査等々から、建物の構造、浸水深ごとに区分を設定しまして、大体浸水深が1.5～3.0メートルの被害については、これは中央防災会議、あと、神奈川県の方の調査から設定させていただきましたが、全壊・半壊棟数を算定し、残りは床上浸水という形で分類いたしました。木造・非木造ごと、あと、人口集中地区・それ以外について、全壊・半壊となる割合をまとめたものでございます。

下の建物種別等で書いております木造・非木造についてのその浸水深との考え方でございます。木造につきましては、浸水することによって半壊・全壊というのを設定させていただいております。非木造、特に軽量鉄骨自体はちょっと木造に近いんですが、

鉄筋コンクリートとかという造りになると、実際には建物を解体するということはあまりありませんので、床上浸水という形になります。ただ、一方、ちょっと一番下に書いています河岸浸食、いわゆる基礎がなくなった、削られたような場合については、当然、非木造であったとしても全壊になりますので、それについては倒壊・流出の危険があるという形でそこは判定しているところでございます。

右が浸水被害算定の考え方等でございます。これが中央防災会議と神奈川県調査により設定したものでございます。

次のページ、こちらが発災前の発生量の推計と現在の考え方でございます。今回ポイントとして、やはり水害の場合は片付けごみにやっぱりいち早く着手していかなきゃいけないということで、ちょっと解体廃棄物系のものと片付けごみという形で分けさせていただいて推計するような形をお示ししております。

まず、解体廃棄物のところでございますが、水害による木造の全壊発生原単位に木造全壊棟数を掛けまして、解体廃棄物、前回のものを算出しております。半壊についても同様に、半壊の発生原単位に半壊の棟数を掛けて解体廃棄物の量。また、河岸浸食による非木造のところ、これは平米当たり1トンという延べ床面積、前回もございましたので、それを使って解体するという話でございます。

また、片付けごみにつきましては、床上浸水世帯と全壊・半壊世帯、発生原単位については床下浸水世帯となります。床上浸水世帯については非木造も含まれております。

その下にございますのが発生原単位の数値でございます。水害における木材発生原単位、災害廃棄物全体について28.9トンという形で設定しております。こちらについては、いわゆる全壊という形で判定された住民の方々が、じゃあ、全壊だからといって全て取り壊し、解体を申し込むか、自費解体するとか、また、公費解体で申込みすることは一切ございません。ちょっと倉敷市のほうの情報を取りまして、全壊で判定された方の約5割ぐらいの方が実際に解体されているというような実績がございます。また、半壊判定された方で24.8%ぐらいの方が解体されたということ、そのことを実績として使ったところでございます。ただ、この解体率についても、最新の知見を踏まえながら適宜見直しが必要かなというふうに考えております。

床上浸水発生原単位と床下浸水発生原単位については、これは国の技術指針のとおりでございます。その下に書いてありますが、参考に発生原単位の解体については、ちょっと解体することを今回の水害では考慮するのと、片付けごみについては解体の有無にかかわらず発生するというのを想定しております。地震被害の全壊の場合はそもそも建物の中に入れないという形もございますので、片付けごみをなかなか出せない。ですが、水害の場合は、一度水につかって全壊判定されたとしても家の中で片付けが始まりますので、そういった意味で片付けごみから別途出てくる、先に出てくるというような、そういうような想定でこの原単位を考えたところでございます。

右に、この考え方の片付けごみと解体ごみを比べて示したものになります。

じゃあ、次のページをお願いします。

先ほど荒川水系、多摩川水系のところ、あと浸水深と建物の地図データ、GISデータに基づき算出した結果、荒川水系での最大の推進の被害によりますと、解体廃棄物約500万トン、片付けごみで250万トンぐらい、合計750万トン程度発生するとい

う推計結果でございます。多摩川水系につきましては、解体で190万トン、片付けごみで80万トン、約270万トンほどの災害廃棄物が発生する、そういった推計結果になりました。

その下でございますが、地震のときの災害の発生原単位と比べると、3,000万トンとかよりは3分の1ぐらい、地震よりは少し発生量は少ないというような推計でございます。

また、最近の被害が大きかった平成30年7月の西日本豪雨、こちら3県で2年かけて約200万トンということでございましたので、荒川水系において氾濫すると相当な量の災害廃棄物が発生するという見込みでございます。

次のページをお願いします。こちら、災害が発生した後の推計方法でございます。

こちらについては、先ほどの原単位はそのまま採用しまして、実際木造の全壊棟数、半壊棟数、また河岸浸食により、これは非木造でも実際建て直しが必要であるだろうというところの延べ床面積を出すという形で、解体廃棄物を算出する形になります。当然ながら発災直後には全壊・半壊というのはまだ判定しておりませんので、こちらは大体見かけというか見込みで棟数を逆に推計して出すような形になります。それで、片付けごみについてはもう床上発生原単位を使って、全壊・半壊、また床上浸水世帯に発生原単位を掛けるとともに、床下原単位は床下発生原単位で掛けるということになります。

活用できる情報としては、冒頭にも申し上げましたとおり、実被害範囲です、もう被害がこれはあった後でございますので、そこ航空撮影の地図情報、また、決壊ポイントとかがございましたら、河岸浸食とかが発生しておりますので、そういったところの情報を併せて推計するやり方でございます。

右下のほうにちょっと書いていますが、これが東京都の職員、私のほうが実際には行ったところなんですけど、広島県等に事務支援なんかで推計したものでございます。大体直後のその推計、同じ考え方で、ちょっと建物の原単位のほうは国の原単位を使わせてもらったんですけれども、その中でやっぱり被害の情報がしっかり網羅されて、なかなか実際の実績値と精緻なものになってくるというところでございます。こういった実績のあるやり方じゃないかなということで考えたところでございます。

この発生量の推計につきまして、これはあくまで建物から出てくるものですので、土砂が流入して相当に濡れているやつとか、そういった場合には少し補正をかけていかなきゃいけませんので、それは現場現場で追って確認していく。この辺りは区市町村のほうが実際には補正值を掛けて、都としてはそういったやり方をお示しするという形になっております。

その次、次のページをお願いします。

次に、1か月後程度の実行計画の際に、ここの辺りになってくると大体仮置場はもう開設されていて結構処理が進んでいる真っ最中のところじゃないのかなと思っております。全体については同様、解体廃棄物、片付けごみでございます。この辺りになりますと実行計画策定になると、大体仮置場へ、どれぐらい搬入されてどれぐらい処理に持っていったかという情報がどんどん出てきます。また、仮置場の毎日の日々の台数を管理していく、どれぐらいこういうものが出てくる、片付けごみが現場に残っていてどれぐらい仮置場に來たかということも把握できてきますので、そういった情報を基に大体仮

置場での量はこれぐらい、片付けごみはこれぐらい、あと、被災現場ではどれぐらいあるかということ推計していく形になるかなと思っております。

また罹災証明、どれぐらい解体が今後出てくるのか、また解体見込数ということで、まだ1か月後程度ですので、直接住民の方にあまりお伺いするというのも難しい面も、ある程度片づいてどうしようと自費解体を相談されるようなケースでは、実際では再建されるのか解体を申し込まれるのか公費解体するのかということの情報が入ってきますので、そういったものをちゃんとブラッシュアップしていきながら推計に反映させていく形になるかと思っております。当然、処理した量ということもここで管理されるということになります。そういった中で実行計画をつくる段階で大体の発生量といったところをちょっと精緻に、発災直後よりも大分精緻な数字となって出てくるという形になるかなと思います。

あと、実行計画改定につきまして、この辺りはもう大分現場のほう、一次仮置場も大体解消されている時期ですので、現地の現場のほうで精緻な実測値というんですかね、大体数値が把握できるのかなと思っております。

ちょっとこの下が、これまず仮置場、片付けごみが入ってくる水害が多いですので、どれぐらい毎日搬入してどれぐらい現状ではたまっているのか、その中から1日当たりの大体量で1台当たりという形で量を算出して、今後この台数がどれぐらい来たらどれぐらいの量になるかというのを推計する一つの方法でございます。これは搬入搬出台数、これも実際には令和元年の台風15号、南房総市のほうに支援に行ったときにこういった推計をして、仮置場がやはり面積が決まっていますので、その仮置場の中に入ってくる量を出さないといつか満杯になりますよと、いつ頃までもつかということのためにもちょっとこういう推計をしたところでございます。そういった形で、これはもう区市町村の皆さんが日々、仮置場の管理というのが重要だということをお示しする材料にもなるかなというふうに思っております。

以上が、発生量推計でございます。

○宮脇部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただいた内容につきまして、委員の皆様方から御意見を伺いたいと思います。質問、御意見、よろしく申し上げます。

それでは、岡山委員からよろしくお願ひいたします。

○岡山委員 ありがとうございます。岡山です。

ありがとうございます。大変精緻に推計方法をお示しいただいて、各区市町村も分かりやすいだろうなとは思っています。ただ計画に盛り込むときに一つお願いなんです、区市町村にとってなぜこの廃棄物の発生推計が重要なのか、これは自分のためにやるという意義を多分お分かりにならないと、難しいねで終わっちゃう気がするんです。

この災害廃棄物の処理に当たっては、その後で実施計画をつくり、終わったときには災害報告書並びに災害査定を受けていくという膨大な事務が待っているわけですよ。そこをスムーズに行っていくためにも、最初の段階で、計画を立てる前ですよ、この推計が非常に重要なんですよということをまず各行政さんにお分かりいただくというのが重要かなと思っています。

というのも、全国市区長村にアンケートを取らせていただいたときには、やっぱりこ

の推計が非常に難しかった、困難だったという声が非常に大きくて、さらにそれを支援してくれたのは一義的にはやっぱり都道府県だったというのも結果として出ているんですね。だから、各行政ではなかなか手が回らなくて難しい、かつ、それを支えてくれているのはやっぱり都道府県なんだなというのは確認できているんですけども、だからといって自分でやらなくていいというわけじゃないので、難しいけども必要なんですよということもまたきちんと計画に盛り込んでおけるといいかなと思いました。

すみません、これは意見なんですけども、実行計画（第1報）のところの発生量推計方法のところなんですけども、例えば南房総では一回海洋町から全部出さないと実際の量が分からなかったという話もありました。そこで、ここが一番最初の黒ポチですが、仮置場への搬出入台数での推計となっているんですけど、台数をカウントできていればそれでいいんですけど、結構これも最初は混乱があってそうはうまくいかないことが大半ですよ。

東京都ですから、一旦、特に水害の場合はどうしても被災地の居住地区の近くに一次仮置きのような、地区集積所とか呼んだりしますけども、というものができてそこから仮置場に運ばれてくるというふうに考えたときには、仮置場を立ち上げるときにできるだけ台貫を置いておくということができるといいのかなと思うんです、トラックスケールを置いておくということですよね。そうすると、それでインとアウトである程度の推計ができていくので、仮置場設置の際にはできるだけ台貫も置くということも計画の中に盛り込んでおくとういかなというふうに思いました。

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

事務局から何かコメントはございますか。

○荒井資源循環計画担当課長 岡山先生、ありがとうございます。

本当、岡山先生がおっしゃるように、この推計の目的と意義というんですかね、必要性というところをしっかりと今回計画の中で盛り込んでいくという意見を賜りました。そのとおりでございますので、そこも反映させていただきたいなと思っております。

また、御意見いただきました、仮置場での台貫の設置ですね、できればそういった形で設置も進めていきたいなとも思うんですけど、現実問題、災害が起きてすぐに仮置場を開設しろと言っている中でなかなかその台貫でも携帯用ですね、シートみたいなものを……。

○岡山委員 そうです、そうです。

○荒井資源循環計画担当課長 かけるんですけど、でもシートみたいなものを全台数を計測すると恐らくすごい渋滞となるかなと思ってるところで……。

○岡山委員 そうですね。

○荒井資源循環計画担当課長 そういったところで、そういうシート台貫みたいな形でちょっとピックアップして、これぐらいかけたらこれぐらいの量だよという形で、大中小じゃないんですけども、そういった中で計量していくということも重要だよということで、計量の方法に当たってもその一次仮置場の搬出入の円滑にスムーズにできることを妨げない形でうまく軽量もできて精緻な数値を取っていければなと思ってしますので、そういったところも少し反映していきたいと思っております。ありがとうございます。

○岡山委員 ありがとうございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、森委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○森委員 ごめんなさい。ミュートになっていました。ありがとうございます。

今、岡山委員がおっしゃられたこの市区町村にとっての推計の意義というのをきちんと最初を書くというのは私も本当にそのとおりでなと思いました。

すごくこの後発生する膨大な作業と事務で必要になりますよということに加えて、恐らく市区町村にとってこの推計が一番現場で最初に使われるのは、市区町村内での人員確保に、首長さんに訴えるときに、これだけこの後大変な作業が廃棄物部局には降りかかってくるので人を割いてくださいということにも多分一番最初に使うのかなと思います。その発災直後の人が庁内でも取り合いになる中で廃棄物の部局に人を確保するという、それからきちんとした体制をつくってくれと庁内の上の方にちゃんと理解していただくということにも、このどれぐらいごみが出るのかということ是非常に重要な数値になってきますよということ、そこまであけすけに書きちゃってもいいのかなと個人的には思った次第です。

もう一点、これはこの今日作成いただいた資料のどこを具体的にどうするという意見ではないんですけれども、やはり今日のお話を伺っていて、改めてこの発生量推計の部分というのは、発災前の推計も発災後の推計についても、やはりほかの計画の部分と比べて異次元にちょっと難しいですよね。多分、一番市区町村の人が読んでいて、う、となる部分かなと思います。

実際の現場を拝見していても、やっぱりこの推計の部分というのは一番専門的な知識と、それからスキルというんですかね、何回か場数を踏んだ経験とか技術が必要なところかなと思いますので、これは今日の話題というよりはもしかしたら次回の役割分担の話のところで書くのがいいのかもしれないんですが、この推計、特に発災後の推計でどういう役割分担、市区町村の方にはどこまでどういったことを求めるのかというのを、ちょっと書き方は工夫が必要ですが、全部が全部、市区町村で発災後やるというわけではなく、実際には都が入って手伝いながら一緒にやっていくということになっていくと思うので、市区町村の方に最低限ここまでは理解してほしいということを意識する必要があるのかなと思いました。

この数字と式だけ見てもなかなかやっぱり理解ができない、難しいという方もいらっしゃると思うので、もし市区町村には推計のここまでは理解してほしいんだというところが明確になったら、計画を読んでおいてではなくて、例えば都が市区町村に向けて研修をするときの1コーナーとして少し丁寧に解説をするとか、実際に発災した後の推計というのはこんなふうに都と市区町村が連携してやっていきますよと事例を紹介するとか、少し取っつきやすくなるような工夫がこの計画の中というよりは計画運用後に特に求められるところかなと思いました。

私からは以上です。

○宮脇部会長 森委員、どうもありがとうございます。

事務局からコメント等はございますでしょうか。

○荒井資源循環計画担当課長 いろいろな意見、ありがとうございます。荒井でございま

す。

先ほど本当に推計については体制づくりに直結するところ、そういった点については今度体制づくりの中でもこの推計をどのような形で体制づくりに生かしていくかというところをしっかりと反映していきたいと思っております。

また、当然ながらその推計して大体過去の災害でその辺り正直かかったかということで、大体ここで財政規模が出るんですよね。やっぱりどれだけ財政規模、財政出動が必要かというところがやはり体制づくりにもつながっていくかと思っておりますので、その点も踏まえながらちょっと体制づくりの中でしっかりと盛り込むような形で検討していきたいと思っております。

また、実際この推計については結構マニアックな部分が、場数を踏んでという形のところでございますし、また、都道府県、都として区市町村については発災前でこういった形でこの推計についてしていくか、どの範囲まで最低限、区市町村で把握してもらいたいのか、また、発災した後、多分、推計方法については統一してやらないと、この区はこういう推計、この市はこういう推計という形にはいかないと思っておりますので、都としてもこの推計に当たってどのような形でサポートしていくかというところ、そちらについても体制づくりになるかと思っておりますけれども、しっかりと反映できるように検討していきたいと思っております。

ありがとうございました、どうも。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

区市町村と都との役割とか、委員御指摘のとおりでございますので、その辺が分かりやすいような形で計画ができるといいのではないかというふうに感じました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、多島委員からよろしくお願いたします。

○多島委員 ありがとうございます。国立環境研究所の多島です。

まず、スライド番号4ですかね、発災前の建物被害の推計というスライド、こちらですね。いろいろ細かいことを申し上げますけれども、建物被害推計というのは、その建物被害の推計値を防災担当部局で持っていない場合にこんな考え方で推計できますよという意味かなと理解しました。逆に、防災担当部局で水害の被害について、全壊これぐらい、半壊これぐらいという数字があるのであればそちらを使えばいいのかなと思っております。そういう理解で正しいでしょうかということで、何かそれぞれで違う方法で違う推計値を建物被害で出すというのもちょうと変かなと思いたしましたので、その確認と。

これもいろいろな考え方があるところですが、浸水深に応じた被害区分のところ、もうこういうふうに設定して推計するというので決めてやるというのは、ある意味それしかやり方がありませんのでこれはこれでいいんだろうなと思っております。一方で、内閣府で出している被害判定のマニュアルですと、御存じのとおりかと思っておりますけれども、1.8メートル以上の浸水になってくると全壊判定にしちゃうとか、1.8～1が大規模半壊とかでしたっけ、そういう少し違った数字での被害区分の設定がなされると思っておりますので、行政の現場で混乱が生じないようにその辺りを丁寧に御説明いただくという必要があるかなということですが、

もう一点、これも非常に細かいのですが、私もちょっとよく分かっていないところで

できれば教えていただきたいのが、被害区分が被災者生活再建支援法の改正に伴って結構細かくなってきていますよね。全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊と一部損壊の6区分で、経済被害の割合が10%刻みで分けるような被害認定をしていくというのが、令和3年の中頃からそういうことになってきているかと思います。ただ、一方で、消防のほうから出ている被害報告のフォーマットについては、私の知る限りそこまで細かく分けられていなかったりして、ちょっとこの辺りも、計画に書き込むという話ではないかもしれませんが、市区町村で実務を担当されている方で非常にこの辺りを熱心にやっていると多分そこが混乱の種になってくるだろうなと思いますので、ぜひ都としてその辺りを技術支援できるような考え方の整理というのを、計画に書き込まないにしてもぜひ進めていただければいいかなと思っています。

続いて、5枚目です。こちらは、この発生原単位という言葉を出すかどうかというところで、ちょっと別の考え方もあるかなと思っています。式自体はよく読み込んでいればなるほどなるほどというものですけれども、ここの上の四角の囲みの式、そこに「水害における木造全壊発生原単位×全壊棟数+」というところを、この原単位という概念をかませるのではなくて、とにかく1棟解体すると60.8と東京の場合は出てくると、それに対して実際に解体される棟数というのが「全壊棟数×51.5%」と今想定していると、それに対して全壊棟数を掛ければその全壊に伴って解体されるものから出てくる解体廃棄物量ですよということで、かえって発生原単位という言葉で書かないよりも、直接今の考え方を定式化したほうが分かりやすいということはないかなと感じています。

というのは、もう一つ、この発生原単位ということがやっぱり独り歩きしがちなので、ほかの自治体で、東京でこういう原単位、水害の原単位があるんだということで参考にすると何か数字だけ持って行ってしまって、例えばこれ60.8トンという根拠のところ全然違ったりすることもあると思いますので、ちょっとこの辺りの表現の仕方、どちらのほうの方が分かりやすいかというのはまたお考えいただいてもいいかなと個人的には思いました。

あと、これも非常に細かい点なんですけれども、全壊棟数、半壊棟数といったときにこれは住家の棟数という理解でよろしいですかね。非住家を含めるかどうかで、ちょっとここも都の状況ですけれども、非住家が非常に多い地域の場合に住家だけで推計すると多分かなり過小評価になってしまうというところがありますので、既に御検討されているかもしれませんが、またちょっとその辺りの整理もあるかなと思いました。

解体率の数字、今後も最新の知見を踏まえて見直されるということで理解しました。これもただの情報提供ですけれども、私も手持ちのデータを何かあるかなと見たときに、平成29年の九州北部豪雨で朝倉市の場合は全壊は同じぐらいでした、61%で、大規模半壊と半壊で分けて集計したんですが、大規模半壊が45%、半壊で6%。常総市の場合は、全壊43%で大規模半壊で11%、半壊で4%ということで、全壊と半壊についてはこんなものかなと見つつ、大規模半壊の解体率はやはり公費解体の方針が大きく異なるんだろうなというふうにも見えていますので、ちょっと情報提供もあるということで、数字についてももし実際に使われる場合は各自治体に御確認の上使っていただければと思います。

あとは、スライド6枚目の参考の2のところ、平成30年7月豪雨での数字をお示

しいたいていますが、仮にその前のスライドで示された推計方法で計算したらどうか
なと思つて見ると、大分、推計すると過小評価になるので、これもその都内の建物の原
単位のせいかなとか、これは広島とかを含めていてかなり土砂も入った数字で190万
トンなのかなとか、いろんなことを想像していたのですが、例えばあまり土砂が含まれ
ない数字とかでそれなりの近さで数字が出るよということが過去の事例からこれとは別
で確かめられるといいかなと思つています。

最後、ちょっと感想的な話ですけれども、スライド7枚目の右下のグラフは改めて見
ると結構面白いなと思つています。実績と推計の乖離という意味では、引くべき線は4
5度線というか、実績値が1万トンと推計値が1万トン、実績値が2万トンと推計値が
2万トンのそういうポイントを通るような線だと、もうちょっと勾配の高い線だと思
いますけれども。このグラフが面白いのは、推計値の補正の式としてこういう式を推計値
に出して当てはめていくと実績値により近づいていくよというようなことを示してい
ることも見えるなと思つて、これは実際経過を見たというような話ではないかもしれま
せんが、都として技術支援される際に非常に面白い重要な知見だなと思つて見てお
りました。

以上です。

○宮脇部会長 多島委員、ありがとうございます。

それでは、事務局のほうからコメントをお願いいたします。

○荒井資源循環計画担当課長 多島委員、ありがとうございます。

そうしましたら、まずこの水害の被害棟数のところ、防災部局のほうでまず出してい
る・・・、まず防災部局からこの荒川水系、多摩川水系での被害棟数というのは出てい
ませんでしたので、今回この計画のために改めてつくった数値になります。当然この数
値につきましても防災部局のほうには提供しようと考えております。

そのほかちょっと今のに関して、被害も内閣府の出しているものと、また防災部局が
出しているものとちょっと乖離があるんじゃないかということですが、こちらについて
は、今回出した推計の出し方と内閣府が考えている大規模水害の区分、これはどの辺り
に位置するかということ、これはうまく分かるような形で、イコールじゃないと思
うんですけど、この辺りに当てはまるという形で、そういったことでちょっと検討を進め
ていきたいなというふうに思つております。

また、発生原単位というちょっと表現がということですので、こちらもちょっと分か
りやすい形、特に最後に御質問された西日本豪雨と比べて棟数から考えても都内が少な
いんじゃないか、まさしく先生おっしゃるとおり、東京都内の一棟当たりの延べ床面積
が小さいです。そういったところと、あと、広島辺りですけど、実際建物だけじゃな
くて、納屋とかいろんなものが向こうにあつて、それも世帯に罹災証明が出てきたら全
部解体できるという形になるので、そういった意味で全国の原単位が大体全体で100
トンぐらいあつて、都内だと50トンぐらい少ないというような状況でございます。そ
ういったところも踏まえて、先ほどの発生原単位という言葉を使うと東京都が全国の基
準になるんじゃないかという場合には、東京における一棟当たりの木造の解体廃棄物の
発生量という形で、しっかりそういったところの表現が分かりやすいような形で整理し
ていきたいと思つております。

また、解体率についていろいろな御知見をいただいて、最近の事例で一番被害が大きかった倉敷市のほうからちょっと情報をいただいたんですけれども、またほか常総市さんとかいろいろなところがありまして、その辺りも調べられる限りちょっと調査していきたいと思います。そういったところで、それも公表していいかどうかというのもちょうと先方に確認しながら、できる限りこの発生原単位の考え方の解体率というのは最新の知見を踏まえて今回見直してくださいという形になっていくということもありますし、当然その現場の様相によって全く解体率は変わってくると思いますので、ただ、実際、発災時の様相とかを踏まえながらちょっと補正もしようかなと思っております。

また、先生のほうから西日本豪雨のときの現場支援で行ったときのこの数値、初動で行った際に推計した、情報があればあるほどやっぱり数字が精緻になってくるので、なかなか情報が取れない市町村さんがあつたりして、そうするとなかなか上振れしたり下振れしたり、また、被害が大きければ大きいほど、やはりその市役所の職員とか町役場の職員の方がどこがどんな被害があるのかとなかなかつかめていなかったりすると、実際には過小評価になってくるかなと思いますので、その辺り、区市町村の発生量推計について都道府県から、東京都から推計方法等々のやり方についてはいろいろお示しできるんですが、やはりその実被害の情報というのは区市から持ってこないで、そこで当てはめていかないとなかなか推計についてはうまくいきませんので、そういったところをしっかりと計画の中で推計のやり方のポイントという形で押さえていきたいなというふうにしております。

ちょっと足りない点があつたかもしれませんが、気づく限りの御回答でした。

以上でございます。

○宮脇部会長 どうもありがとうございました。

それでは、高田委員、お願いいたします。

○高田委員 高田です。

もうほとんど皆さんいろいろ御質問というか御意見を言われたのであまりないんですけども、私のほうから一つ、まず確認したいんですけど、この発生原単位という言葉の表現なんですけど、これを使っておられるんですけど、国の指針とかいろいろ見ると発生量原単位という言葉を使っている例も多いようなんですけど、これは多島さんのほうが詳しいかもしれない、これはどちらが正しいんですか。発生原単位でいいんですかね、発生量原単位なんでしょうか、どっちでしょうかというのが、もし何かコメントがありましたら教えてください。どなたでも結構です。別に都に対する質問でもございませんので。これが1点目。

それから、2点目なんですけども、この推計の話で、森委員とかもいろいろおっしゃられたんですけど、やっぱり個別自治体の方にはある意味なかなか難しいということで、これは都としてこういう考え方で推計を試してみたいよということの基本的には御説明で、かつ、災害が起こったときの標準的なやり方というような形になると思うんですけども、私、災害廃棄物関係の研修なんかでお話をするときにも、一応基本はこういう考え方で算出するんですよと、ただ、いろんな状況がありますのでもし本当に被災された場合には、何となくというか、自分の理解でやってみたらこうなんですけどもこれでいいんですかということはどうも早めに専門家の方というか、東京都であればもう荒井課

長なんかバリバリの専門家だと思いますので、早めに専門家に相談しなさいと、確認をしなさいと、自分たちだけで幾ら計算を悩んでいても難しいですから早めに相談しなさいよというようなことをいつも申し上げています。なので、区市町村のそういう別の発生量の推計についても都のほうとして支援をするというか、そういう形のことをちゃんとやって出していきたいと思いますねみたいなことが、この新しい計画の中で表現できればいいのかなというふうに思います。

それから、最後、6ページ目が、スライド6枚目があったと思いますけども、この推計結果のところ解体と片付けごみを分けて計算されているんですけども、これはやっぱり、量の話がありましたけども、結局、区市町村が確保する仮置場の必要面積というものにこの被災直後の推計量というのが直結してくると思うんですね。解体が水害の場合は少し後になるので、取りあえずは片付けごみの分が収容できる仮置場の必要面積をなるべく早く確保しましょうという話に直結すると思うので、その辺りがうまく表現できればと。これを見たら、大体解体も含めた全体量の3分の1を片付けごみの仮置場として必要面積を当面確保すればいいというような話に解釈できるのかなというふうに私は見たわけなんです。

これが地震とかの場合ですと、熊本地震なんかですと結果的には全体の量のうちの片付けごみの量というのは18%、5分の1ぐらいの数字だったと思うんですけども、水害の場合には全体の推計量の3分の1ぐらいが片付けごみだったなというのがこの数字を見て私は見ておまして、そういう形で推計したら推計量の3分の1の分の仮置場の必要面積は当面、例えば1週間以内ぐらいに絶対に確保しなきゃいけないよというふうに見られるのかなというふうにも思いましたので、その仮置場の必要面積というところとちょっとつなげた説明ができればいいのかなと思いました。

以上です。

○宮脇部会長 どうもありがとうございました。

それでは、コメントとかございましたらよろしくお願ひいたします。

○荒井資源循環計画担当課長 高田先生、いろいろありがとうございました。

まず推計のやり方、標準的なやり方というのをお示ししたところでして、状況に応じて当然散乱ごみとか、また被害の様相によって変わるもの、それはもうやっぱり現場の状況というところもございますので、そういったところをいろんな専門家の方、また、環境省のほうでは災害廃棄物処理支援委員という制度もありまして、実際に経験した方々を踏まえた相談体制というのにも必要なのかなと思いましたので、そういったところも、これは体制づくりのほうになるかと思うんですけども、その中でちょっと触れていきたいなというふうに考えております。

ちょっと表現については、発生量原単位なのか、その辺りはちょっと今の現行計画だと一棟当たりの発生量というような表現になっておりましたので、少しそこは検討させていただきたいと思っております。

表現はそういったところで、たしか片付けごみというところを今回実際に出したというのは、冒頭申し上げたようにやはり片付けごみは仮置場の必要面積に直結する、また、仮置場については全量ためるのではなくてやはり出しながら搬入して搬出するという形の考え方を取っておりますので、そういった中で、実際には多分、災害発生量の3分の

1 が片付けごみで、そのうち3分の1ぐらいがためられれば、南房総市とかそういったデータを見ると仮置場の面積は、いかに早く仮置場にためるのではなく早く仮置場で分別して処理施設に持っていくかというところがポイントだと思いますので、そういったところもちょっと体制か仮置場かどちらかのところで触れていきたいと思います。

ありがとうございました。

○高田委員 ありがとうございます。

発生原単位なのか発生量原単位なのかというのは、多島さん、これはどちらでしょう。

○多島委員 今、手を挙げました、すみません。

いや、高田委員がおっしゃるまであまりきちんと気にしてこなかったなと反省していたのですが、指針でも発生原単位という表現になっていますし、例えばCO₂の発生量の排出係数とかも別の表現で言えば排出原単位ですか、排出量原単位じゃなくて排出原単位というふうになっていますので、発生原単位がいいのかなというふうには思っております。確かにおっしゃるとおり、研究者によってここに量が入ったりする場合もあるのですが、発生原単位でよろしいのではないのでしょうかというのが私の意見です。

○高田委員 ありがとうございます。

○宮脇部会長 多島委員、どうもありがとうございました。

そのほか御意見ございますか。一とおり御発言いただいているかと思えますけど、追加でということがございますでしょうか。大体よろしいでしょうか。

今回の意見、多数出ておりますけれども、おおむね区市町村にきちんと理解していただいて、東京都がどこまで支援していただけるのかとかどういう支援方法があるのかとか具体的な、特に推計当たりですね、簡単にはできない、経験が必要などいうところもございまして、この辺り、都として支援がしっかりできるんだなというようなところとか、もしくは、ここは都ではなく区市町村がしっかり責任を持ってやっていただかなければいけないというようなところをしっかりと場合分けしていただくということが必要なのかなというふうにも感じました。ありがとうございました。

もし委員の皆様方、現時点でないようでしたら、もちろん追加で何か思いついたときには事務局にメール等ですぐに連絡いただくということで進めてまいりたいと思います。

それでは、少し私の進捗が遅れていて、予定よりも遅れているようですけれども、ありがとうございました。続いて、次第の3、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

○堀計画課長 計画課長、堀でございます。資料4に進みまして御説明させていただきます。

本日が第2回の部会ということでございまして、今後、部会については5回程度、それから自治体等の職員にも加わってもらう拡大部会については2回程度開催する予定となっております。

次回でございまして、第1回の拡大部会につきまして2月下旬の開催を予定しております。正式な通知につきましては別途お送りさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

そのほか特に御発言がなければ……。

岡山委員、どうぞ。

○岡山委員 すみません。何かこのタイミングで申し訳ないです。一つだけちょっと心残りができてしまったようで、ごめんなさい。

最初のときの資料1のほうだったんですけども、今ちょっとワーディングの話を聞いていてやっぱりこれは言っておいたほうがいいかなと思ひまして。

処理の考え方の整理について、ほかの委員からもたくさん質問、意見があったところです。片付けごみですね、風水害、特に水害の場合は被災現場にどうしても集積されるんですよね、どう考えても。

実は、23区特別区のガイドラインの中にはそれをもう既に規定してしまひて、23区ガイドラインではそれを地区集積所として捉えています。これが多摩地区のほうでは分からないんですけども、少なくとも小金井市の災害廃棄物処理計画においては、地区集積所という呼び方ではなくて緊急仮置場という言い方で計画にそれを表記しています。ほかの市についてはちょっと分かりませんが、おおむねやはり東京都下においては、特に水害においては被災現場においてこの地区内の集積があるということを想定しているの、そのワーディングも含めて、都にそれをしてくださいと言っているわけではないんですけども、いろんな呼び方がされているけれども、そういうものが発生しますよということを、ポチ3のところでもどこでもいいんですけども、表記があったほうが良いと思ひます。現場に一次集積、そこから仮置場というようなフローがある意味で標準的なんだということをお示しいただいたほうがいいかなというふうに思ひます。すみません、最後に、突っ込んでしまひて。

ちなみに特別区のガイドラインは地区集積所になっていますけれども、区によってはやっぱり呼び方が違うんですよね。ここもちょっとそろそろ統一したいなと個人的には思ひているところです。

すみません。以上です。

○宮脇部会長 岡山委員、ありがとうございました。

それでは、すみません、多島委員、どうぞお願いします、続けて。

○多島委員 すみません、多島です。

私はスケジュールのところちょっと一つだけ教えていただきたいことがあったのですが、次回は拡大部会ということで、今、御出席の皆様に加えて自治体の方も参加されると。ただ、その検討事項としてはこれまで審議してきた事項の共有であったり、それに関する意見をいただくということだと思ひますが、我々はどういう心積もりで参加したらよいかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

御回答、よろしく申し上げます。岡山委員の分も併せていただければと思ひます。

○堀計画課長 計画課長、堀でございます。

まず、岡山委員の御指摘でございますけれども、本日、処理フローについてはいろいろと御意見を頂戴しておりますので、その見直しの中で考えさせていただければというふうに思ひております。

それから、多島委員の御質問でございますけれども、本日いろいろと御意見をいただきまして、この資料等に修正をかけていきたいというふうに思ひております。委員の皆様

様方には、次回の拡大部会にも御出席をいただきたいというふうに思っておりまして、その修正版に対するさらに御意見をいただいたりですとか、あとは、同席している自治体の職員等に対しての御助言のようなものをいただくとありがたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

多島委員、よろしいでしょうか。

○多島委員 はい。当日、その辺りを教えていただければと思います。

○宮脇部会長 どうもありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか、ほかの委員の皆様方。ありがとうございます。

それでは、本日の議題は全て終了となります。どうもありがとうございました。

最後に、事務局に進行をお返しします。

○堀計画課長 計画課長の堀でございます。

本日は、活発な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。次回、また本日いただいた内容を基に計画改定に係る検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それでは、最後に資源循環推進部長の志村より一言申し上げます。

○志村資源循環推進部長 資源循環推進部長の志村でございます。本日は、お忙しい中、活発な御議論をいただきましてありがとうございます。

今回のテーマ、水害ということで、これまでちょっと後回しになっていた水害の部分について御議論いただきまして、先生方からも御意見をいただいていますように、水害の場合は片付けごみがすぐに出てくる、一方で準備もできるという特性があるのかなと思っております。それから、被災していない自治体と被災した自治体という、地震の場合のように一様にかなり広い範囲で被害を受けるという場合と違って、お互いに助け合うことが非常に重要になってくるのかなと思っております。この準備というのがやはりしっかりできていないと、これだけ水害が発生している中で自治体も都民、市民の皆様からいろいろ言われてしまうということもありますので、しっかりやっぴいかなきゃいけないなと。

それから、今、我々がつくっているのは都の計画でございますけれども、やはり災害廃棄物の処理というのは市町村が一義的に主体になるということで区市町村の参考になるような形、今日もいろいろ御指摘いただきましたけれども、区市町村の人が、職員が見て分からないというようなことではいけないと、逆に言うと分かりやすく何をしたらいいのかということをしつかり書いていかなきゃいけないのかなと思っております。区市町村が主体となって、災害を目の前に茫然とするのではなくてやらなきゃいけないことを着実にやっぴいということをお願いしつつ、都もしっかり支援できるような、そういうものの根本になるような計画にしていきたいなと思っております。

先ほど多島委員からも少し出ましたけれども、次回につきましては区市町村の方にも入っていただくという中で、やはり区市町村の職員の方、自分たちだけでできないというような不安の部分がたくさんある、あるいは質問もたくさんあるというような状況を想定しておりますので、委員の皆様方には質問等に対しても知見を生かしてアドバイス

をいただければという役割も期待しておりますので、ぜひ次回もよろしくお願いいたします。

今日は本当にありがとうございました。

○堀計画課長 再び事務局でございます。

これをもちまして、第2回の災害廃棄物処理計画部会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(午後 0時00分 閉会)